

連結法人の災害により生じた損失の額等の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 の 計 算				
災害により生じた損失の額 (各連結法人の(9の③)の合計額)	1	円	連結欠損金の繰戻しの 対象となる災害損失金額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3
連結中間申告における災害損失欠損金 の繰戻し額	2			
各 連 結 法 人 の 個 別 災 害 損 失 金 額 の 計 算				
災 害 を 受 け た 資 産 の 別		棚 卸 資 産	固 定 資 産 (固定資産に準ずる繰 延資産を含む。)	計 ①+②
		①	②	③
災 害 に よ り 生 じ た	資産の滅失等により生じた損失の額	4	円	円
	被害資産の原状回復のための費用 等に係る損失の額	5		
	被害の拡大又は発生の防止のため の費用に係る損失の額	6		
	計 (4) + (5) + (6)	7		
保 険 金 又 は 損 害 賠 償 金 等 の 額	8			
差 引 災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 (7) - (8)	9			
災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額 の 個 別 帰 属 額 の 計 算				
仮決算による連結中間申告の中間連結 欠損金個別帰属額 (当該連結法人の連結中間申告の別表七 の二付表一「24」)	10	円	益金算入額の個別帰属額 $(2) \times \frac{(10)}{(11)}$	12
仮決算による連結中間申告の連結欠損金額 (連結中間申告の別表四の二「56の①」)	11			

別表七の二付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第81条の5の2第2項（連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）に規定する益金の額に算入される金額のうち各連結親法人に帰せられる金額を計算する場合、連結親法人が法第81条の29（所得税額等の還付）の規定による還付を受けようとする場合（仮決算による連結中間申告をする場合に限ります。）又は連結親法人が法第81条の31第5項（連結欠損金の繰戻しによる還付）において準用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載します。
- 2 「各連結法人の個別災害損失金額の計算」の各欄は、法第81条の20第4項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）及び第81条の31第5項に規定する災害による損失の額を記載し、その明細を別紙に記載して添付してください。
- 3 「仮決算による連結中間申告の中間連結欠損金個別帰属額10」は、連結親法人が令第155条の12の2第2項（災害損失欠損金額の益金算入額の個別帰属額の計算）の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により当該連結親法人の同条第1項に規定する中間連結欠損金個別帰属額とみなされる金額を含めて記載します。